

官報

号外

昭和二十六年五月十六日

○第十回 衆議院會議録第三十四号

昭和二十六年五月十五日(火曜日)

議事日程 第三十三号

午後一時開議

午後一時七分開議

○議長(林義治君) これより會議を開きます。

- 第一 信用金庫法案(水田三喜男君外二十一名提出)
- 第二 信用金庫法施行法案(水田三喜男君外二十一名提出)
- 第三 國際連合教育科学文化機關憲章を承認することについて承認を求めるの件
- 第四 家畜伝染病予防法案(農林委員長提出)

●本日の會議に付した事件

- 広島地方専売公社調停委員会委員に中原健次君を充てる件
- 日程第一 信用金庫法案(水田三喜男君外二十一名提出)
- 日程第二 信用金庫法施行法案(水田三喜男君外二十一名提出)
- 日程第三 國際連合教育科学文化機關憲章を承認することについて承認を求めるの件
- 日程第四 家畜伝染病予防法案(農林委員長提出)

○議長(林義治君) お諮りいたします。

内閣から、広島地方専売公社調停委員会委員に本院議員中原健次君を委任するため議決を得たいとの申出がありました。右申出の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(林義治君) 御異議なしと認めます。よつてその通り決しました。

第一 信用金庫法案(水田三喜男君外二十一名提出)

第二 信用金庫法施行法案(水田三喜男君外二十一名提出)

○議長(林義治君) 日程第一、信用金庫法案、日程第二、信用金庫法施行法案、右両案を一括して議題といたします。

委員長(林義治君)の報告を求めます。大蔵委員会理事西村直己君。

信用金庫法案(水田三喜男君外二十一名提出)に関する報告書

〔最終号の附録に掲載〕

信用金庫法案

目次

- 第一章 総則(第一條―第九條)
- 第二章 會員(第十條―第二十一條)
- 第三章 設立及び事業免許の申請(第二十二條―第三十條)
- 第四章 管理(第三十一條―第五十二條)
- 第五章 事業(第五十三條―第五十四條)
- 第六章 経理(第五十五條―第五十七條)
- 第七章 合併及び事業の譲渡又は譲受(第五十八條―第六十二條)
- 第八章 解散及び清算(第六十三條―第六十四條)
- 第九章 登記(第六十五條―第八十五條)
- 第十章 雑則(第八十六條―第八十九條)
- 第十一章 罰則(第九十條―第九十三條)

附則

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、国民大衆のために金融の円滑を図り、その貯蓄の増進に資するため、協同組織による信用金庫の制度を確立し、金融業務の公衆性にかんがみ、その監督の適正を期するとともに信用の維持と預金者等の保護に資することを目的とする。

(人格)

第二條 信用金庫及び信用金庫連合会(以下「金庫」と総称する)は、法人とする。

(住所)

第三條 金庫の住所は、その主たる事務所の所在地にあるものとする。

(事業免許)

第四條 金庫の事業は、大蔵大臣の免許を受けなければならない。

(出資の総額の最低限度)

第五條 信用金庫の出資の総額は、左の各号に定める金額以上でなければならない。

一 東京都の特別区の存する地域又は大蔵大臣の指定する人口五十万以上の市に主たる事務所を有する信用金庫にあつては一千万円

二 前号に規定する信用金庫以外の信用金庫にあつては五百万円

2 信用金庫連合会の出資の総額は、一億以上でなければならない。

(名称)

第六條 金庫は、その名称中に左の文字を用いなければならない。

一 信用金庫にあつては信用金庫

二 信用金庫連合会にあつては信用金庫連合会

2 この法律によつて設立された金庫以外の者は、その名称中に信用金庫又は信用金庫連合会であることを示すような文字を用いることができない。

3 金庫の名称については、商法(明治三十二年法律第四十八号)第十九條から第二十二條まで(商号)の規定を準用する。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律との関係)

第七條 左の金庫は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の適用については、同法第二十四條各号に掲げる要件を備える組合とみなす。

一 信用金庫であつて、会員たる事業者の常時使用する従業員の数が百人をこえないもの

二 前号に規定する信用金庫をもつて組織する信用金庫連合会

(登記)

第八條 この法律の規定により登記

を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に對することができなない。

(監督機關)

第九條 大蔵大臣は、この法律の定めるところにより、金庫を監督する。

第二章 會員

(會員たる資格)

第十條 信用金庫の會員たる資格を有する者は、左に掲げる者で定款で定めるものとする。但し、第一号及び第二号に掲げる者にあつては、その常時使用する従業員の数が百人をこえる事業者を除く。

- 一 その信用金庫の地区内に住所又は居所を有する者
- 二 その信用金庫の地区内に事業所を有する者
- 三 その信用金庫の地区内において勤勞に従事する者

2 信用金庫連合会の會員たる資格を有する者は、その連合会の地区の一部を地区とする信用金庫であつて、定款で定めるものとする。

(出資)

第十一條 會員(信用金庫及び信用金庫連合会の會員をいう。以下同じ)は、出資一口以上を有しなければならない。

- 2 出資の一口の金額は、均一でなければならない。
- 3 一會員の出資口数は、出資総口数の百分の十をこえはならない。

4 會員の責任は、その出資額を限度とする。

5 會員は、出資の拂込について、相殺をもつて金庫に對抗することができない。

(議決権)

第十二條 會員は、各々一箇の議決権を有する。

2 會員は、定款の定めるところにより、第四十五條の規定により、あらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて議決権を行うことができる。但し、他の會員でなければ、代理人となることができない。

- 3 前項の規定により議決権を行う者は、總會における出席者とみなす。
- 4 代理人は、代理権を証する書面を金庫に差出さなければならぬ。

(加入)

第十三條 金庫に加入しようとする者は、定款の定めるところにより加入につき金庫の承諾を得て引受出資口数に應ずる金額の拂込を了した時又は會員の持分の全部若しくは一部を承継した時に會員となる。

第十四條 死亡した會員の相続人で會員たる資格を有するものが、金庫に對し定款で定める期間内に加入の申出をしたときは、前條の規定にかかわらず、相続開始の時に會員になつたものとみなす。この場合においては、相続人たる會員は、被相続人の持分について、その權利義務を承継する。

2 死亡した會員の相続人が数人あるときは、相続人の同意をもつて選定された一人の相続人に限り、前項の規定を適用する。

(持分の譲渡)

第十五條 會員は、金庫の承諾を得て、會員又は會員たる資格を有する者にその持分を譲渡することができる。

- 2 會員たる資格を有する者が持分を譲り受けようとするときは、金庫の承諾を得なければならない。
- 3 持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の權利義務を承継する。
- 4 會員は、持分を共有することができない。

(自由脱退)

第十六條 會員は、何時でも、その持分の全部の譲渡によつて脱退することができる。この場合においては、その譲渡を受ける者がなくして、會員は、金庫に對し、定款で定める期間内にその持分を譲り受けるべきことを、請求することができる。

(法定脱退)

第十七條 會員は、その理由に因つて脱退する。

- 一 會員たる資格の喪失
- 二 死亡又は解散
- 三 破産
- 四 除名
- 五 持分の全部の喪失

2 除名は、定款の定める事由に該當する會員につき、總會の議決によつてすることができる。この場合においては、金庫は、その總會の会日の十日前までに、その會員に對しその旨を通知し、且つ、總會において弁明する機会を與えなければならない。

3 除名は、除名した會員にその旨を通知しなければ、これをもつてその會員に對抗することができない。

(脱退者の持分の拂戻)

第十八條 會員は、前條第一項第一号から第四号までの規定により脱退したときは、定款の定めるところにより、その持分の全部又は一部の拂戻を請求することができる。

2 前項の持分は、脱退した事業年度の終における金庫の財産によつて定める。

(時効)

第十九條 前條第一項の規定による請求権は、脱退の時から二年間行われないときは、時効に因つて消滅する。

(拂戻の停止)

第二十條 金庫は、脱退した會員が金庫に對する債務を完済するまでは、その持分の拂戻を停止することができなない。

(金庫の持分取得の禁止)

第二十一條 金庫は、會員の持分を取得し、又は買權の目的としてこれを受けることができなない。但し、金庫が權利を實行するため必要がある場合又は第十六條の規定により譲り受ける場合においては、この限りでない。

2 金庫が前項但書の規定によつて會員の持分を取得したときは、速やかに、これを處分しなければならない。

第三章 設立及び事業免許の申請

(發起人)

第二十二條 信用金庫を設立するには、その會員にならうとする七人以上の者が發起人となることを要する。

2 信用金庫連合会を設立するには、その會員にならうとする十五以上の信用金庫が發起人となることを要する。

(定款)

第二十三條 發起人は、金庫の定款を作成し、これに署名しなければならない。

- 2 前項の定款には、左の事項を記載しなければならない。
 - 一 事業
 - 二 名称
 - 三 地区
 - 四 事務所の名称及び所在地
 - 五 会員たる資格に関する規定
 - 六 会員の加入及び脱退に関する規定
 - 七 出資一口の金額並びにその拂込の時期及び方法
 - 八 剰余金の処分及び損失の処理に関する規定
 - 九 準備金の積立の方法
 - 十 役員の数及びその選任に関する規定
 - 十一 事業年度
 - 十二 公告の方法
 - 十三 金庫の存続期間又は解散の事由を定めたときは、この期間又は事由
 - 十四 金庫の定款については、商法第六十七條（定款の謄記）の規定を準用する。
- (創立總會)
- 第二十四條 発起人は、定款作成後、会員にならうとする者を募り、定款を合議の日時及び場所とともに公告して創立總會を開かなければならない。
- 2 前項の公告は、會議開催日の少くとも二週間前までにしなければならない。

- 3 発起人が作成した定款の承認、事業計画の設定その他設立に必要な事項の決定は、創立總會の議決によらなければならない。
- 4 創立總會においては前項の定款を修正することができる。但し、地区及び会員たる資格に関する規定については、この限りでない。
- 5 創立總會の議事は、会員たる資格を有する者でその会日までに発起人に対し設立の同意を申し出たものの半数以上が出席して、その議決権の三分の二以上の多数で決する。
- 6 創立總會については、第十二條並びに商法第二百三十九條第四項、第二百四十條（特別利害関係人の議決権）、第二百四十四條（株主總會の議事録）及び第二百四十七條から第二百五十三條まで（株主總會の決議の取消又は無効）の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは、「信用金庫法第四十八條」と読み替へるものとする。
- (理事への事務引継)
- 第二十五條 発起人は創立總會終了後、遅滞なく、その事務を理事に引き継がなければならない。
- (出資の拂込)
- 第二十六條 理事は、前條の規定による引継を受けたときは、遅滞なく、出資の全額の拂込をさせなければならない。
- (成立の時期)
- 第二十七條 金庫は、主たる事務所所在地において設立の登記をすることに因つて成立する。
- (商法の準用)
- 第二十八條 金庫の設立については、商法第四百二十八條（株式会社の設立の無効）の規定を適用する。
- (事業免許の申請)
- 第二十九條 金庫は、第四條の規定による事業の免許を受けようとするときは、申請書に左の各号に掲げる書類を添附して、大蔵大臣に提出しなければならない。
 - 一 理由書
 - 二 定款
 - 三 業務方法書（その記載事項は、預金、為替取引その他の業務の種類並びに預金利息及び貸付利息の計算その他の業務の方法とする。）
 - 四 事業計画書（その記載事項は、金庫の事業開始後三事業年度における取引及び収支の予想とする。）
- 五 創立總會の議事録
- 六 会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書面
- 七 登記簿の謄本
- 八 最近の日計表

- 九 役員の種類書
 - 十 事務所的位置に関する書面（事業開始の届出及び免許の失効）
 - 第三十條 金庫が事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。
 - 2 金庫が、事業の免許を受けた日から六月以内に、事業を開始しないときは、その免許は効力を失う。
 - 3 やむをえない事由がある場合において、あらかじめ大蔵大臣の承認を受けた場合においては、前項の規定を適用しない。
- 第四章 管理
 - (大蔵大臣の認可)
 - 第三十一條 金庫は、左の場合においては、大蔵大臣の認可を受けなければならない。
 - 一 定款を変更しようとするとき。
 - 二 業務の種類又は方法を変更しようとするとき。
 - 三 事務所の位置を変更しようとするとき。
 - (役員)
 - 第三十二條 金庫に、役員として理事及び監事を置く。
 - 2 理事の定数は、五人以上とし、監事の定数は、二人以上とする。
 - 3 役員は、總會の議決によつて、会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任する。

- 但し、設立当初の役員は、創立總會の議決によつて、会員にならうとする者又は会員にならうとする法人の業務を執行する役員のうちから選任する。
- 4 信用金庫連合会にあつては、前項の規定にかかわらず、会員たる信用金庫の業務を執行する役員以外の者のうちから選任することが出来る。但し、その数は、役員の数分の五の一をこえてはならない。
- (兼職又は兼業の制限)
- 第三十三條 金庫の常務に従事する役員及び支配人その他の職員は、他の金庫若しくは会社の常務に従事し、又は事業を営んではならない。但し、大蔵大臣の認可を受けたときは、この限りでない。
- 2 監事は、理事又は支配人その他の職員と兼ねてはならない。
- (役員の任期)
- 第三十四條 役員は、二年とする。但し、定款で三年以内において別段の期間を定めたときは、その期間とする。
- 2 補欠役員の任期は、前項の規定にかかわらず、前任者の残任期間とする。
- 3 設立当初の役員は、第一項の規定にかかわらず、創立總會において定める期間とする。但し、

し、その期間は、一年をこえてはならない。

第三十五條 金庫が理事と契約するときは、監事が金庫を代表する。

金庫と理事との訴訟についても、また同様とする。

(定款その他の書類の備付及び閲覧)

第三十六條 理事は、定款及び総会の議事録を各事務所に、会員名簿を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 会員名簿には、各会員について左の事項を記載しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所又は居所

二 加入の年月日

三 出資の口数及び金額並びにその拂込の年月日

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は正当な理由がないのに拒んではならない。

(決算関係書類の提出、備付及び閲覧)

第三十七條 理事は、通常総会の会日の七日前までに、業務報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、且つ、これら

を主たる事務所に備えて置かなければならない。

2 理事は、監事の意見書を添えて前項の書類を通常総会に提出し、その承認を求めなければならない。

3 会員及び金庫の債権者は、何時でも、理事に対し第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合においては、理事は、正当な理由がないのに拒んではならない。

(役員(解任))

第三十八條 会員は、総会員の五分の一以上の連署をもつて、役員(解任)を請求することができるものとし、その請求につき総会において出席者の過半数の同意があつたときは、その請求に係る役員は、その職を失ふ。

2 前項の規定による解任の請求は、理事の全員又は監事の全員について、同時にしなければならない。但し、法令又は定款に違反したことを理由として解任を請求するときは、この限りでない。

3 第一項の規定による解任の請求は、解任の理由を記載した書面を金庫に提出してしなければならない。

4 第一項の規定による解任の請求があつたときは、金庫は、その請求を総会の議に附し、且つ、総会

の会日の七日前までに、その請求に係る役員に対し、前項の書面を送付し、且つ、総会において弁明する機会を與えなければならない。

5 第四十三條第二項及び第四十四條の規定は、前項の場合に準用する。

(民法及び商法の準用)

第三十九條 理事及び監事については、商法第二百五十四條第二項(取締役と会社との関係、第二百五十八條第二項(取締役の退任の場合の処置)、第二百六十六條(取締役の責任、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を、理事については、民法(明治二十九年法律第八十九号第五十五條(代理権の委任)及び商法第二百六十條から第二百六十二條まで(取締役の業務の執行及び会社代表)の規定を、監事については、商法第二百七十四條(報告を求め調査をする権限)及び第二百七十八條(取締役と監査役との連帯責任)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

(支配人)

第四十條 金庫は、支配人を置くことができる。

2 支配人については、商法第三十八條第二項及び第三項、第三十九條、第四十一條並びに第四十二條(支配人)の規定を準用する。

(支配人の解任)

第四十二條 会員は、総会員の十分の一以上の連署をもつて、理事に対し、支配人の解任を請求することができる。

2 前項の規定による請求は、解任の理由を記載した書面を理事に提出してしなければならない。

3 第一項の規定による請求があつたときは、理事は、その支配人の解任の可否を決しなければならない。

4 理事は、前項の可否を決する日の七日前までに、その支配人に対し、第二項の書面を送付し、且つ、弁明する機会を與えなければならない。

(通常総会の招集)

第四十三條 理事は、定款の定めるところにより、毎事業年度一回通常総会を招集しなければならない。

(臨時総会の招集)

第四十三條 理事は、必要があると認めるときは、定款の定めるところにより、何時でも、臨時総会を招集することができる。

2 会員が総会員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的たる事項

及び招集の理由を記載した書面を理事に提出して、総会の招集を請求したときは、理事は、その請求のあつた日から二十日以内に、臨時総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続の代行)

第四十四條 理事の職務を行う者がいないとき、又は前條第二項の請求があつた場合において理事が正当な事由がないのに総会招集の手続をしないときは、監事は、総会を招集しなければならない。

(総会招集の手続)

第四十五條 総会の招集は、会日の七日前までに、会議の目的たる事項を示し、定款に定めた方法に従つてしなければならない。

(通知又は催告)

第四十六條 金庫の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその者の住所又は居所(その者が別に通知又は催告を受け、場所を金庫に通知したときは、その場所)にあてれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に到達したものとみなす。

(総会の議事)

第四十七條 総会の議事は、この法律又は定款に特別の定めのある場合を除いて、出席者の議決権の過半数で決する。

2 総会においては、第四十五條の規定によりあらかじめ通知した事項についてのみ議決することができ、但し、定款で別段の定めをしたときは、この限りでない。 (特別の決議) 第四十八條 左の事項については、総会員の半数以上が出席し、その議決権の三分の二以上の多数による議決を必要とする。 一 定款の変更 二 解散又は合併 三 会員の除名 四 事業の全部の譲渡 (商法の準用) 第四十九條 総会については、商法第二百三十九條第四項、第二百四十條(特別利害関係人の議決権)、第二百四十四條(株主総会の議事録)及び第二百四十七條から第二百五十三條まで(株主総会の決議の取消又は無効)の規定を準用する。この場合において、商法第二百四十七條第一項中「第三百四十三條」とあるのは「信用金庫法第四十八條」と読み替へるものとする。	されなければならない。 3 総代の任期は、三年以内において定款で定める期間とする。 4 総代会については、総会に関する規定を準用する。 5 総代会においては、金庫の解散、合併及び事業の全部の譲渡について議決することができない。 (出資一口の金額の減少) 第五十一條 理事は、総会において出資一口の金額の減少の議決があつたときは、その議決の日から二週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作らなければならない。 2 金庫は、前項の期間内に、債権者に対して、異議があれば一定の期間内にこれを述べるべき旨を公告し、且つ、預金者以外の知れている債権者には、各別にこれを催告しなければならない。 3 前項の一定の期間は、一月を下つてはならない。 第五十二條 債権者が前條第二項の一定の期間内に異議を述べなかつたときは、出資一口の金額の減少を承認したものとみなす。 2 債権者が異議を述べたときは、金庫は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。	3 金庫の出資一口の金額の減少については、商法第三百八十條(株式会社の資本減少の無効)の規定を準用する。 第五章 事業 (信用金庫の事業) 第五十三條 信用金庫は、左の業務及びこれに附随する業務を行うことができる。 一 預金又は定期積金の受入 二 資金の貸付(会員以外の者に対する貸付については、その預金又は定期積立金を担保とする場合に限る。) 三 会員のためにする手形の割引 四 会員のためにする内国為替取引 五 会員のためにする有価証券、貴金属その他の物品の保護預り 六 国民金融公庫その他大蔵大臣の指定する者の業務の代理 2 信用金庫は、前項第四号に規定する業務を行ふときは、大蔵大臣の認可を受けなければならない。 (信用金庫連合会の事業) 第五十四條 信用金庫連合会は、会員のために左の業務及びこれに附随する業務を行うことができる。 一 会員の預金の受入 二 会員に対する資金の貸付及び手形の割引 三 内国為替取引	四 有価証券の保護預り 2 信用金庫連合会は、前項第一号及び第二号に規定する業務の外、国、地方公共団体その他営利を目的としない法人から預金を受け入れ、又は大蔵大臣の認可を受けて会員以外の者に対して貸付をすることができ。 第六章 経理 (事業年度) 第五十五條 金庫の事業年度は、四月一日から翌年三月三十一日までとする。 (法定準備金) 第五十六條 金庫は、出資の総額に達するまでは、毎事業年度の剰余金の百分の十に相當する金額以上の金額を準備金として積み立てなければならない。 2 前項の準備金は、損失をてん補に充てる場合を除いては、取りくずしてはならない。 (剰余金の配当) 第五十七條 金庫は、損失をてん補しなければ、剰余金の配当をしてはならない。 2 剰余金の配当は、定款の定めるところにより、会員の金庫の事業の利用分益又は出資額に応じてしなければならない。 3 出資額に応じてする剰余金の配当の率の最高限度は、定款で定めなければならない。
第七章 合併及び事業の譲渡 又は譲受 (合併 事業の譲渡又は譲受) 第五十八條 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫と合併し、又はその事業の全部若しくは一部を銀行若しくは他の金庫に譲り渡すことができる。 2 金庫は、総会の議決を経て、他の金庫又は信用協同組合の事業の全部又は一部を譲り受けることができる。 3 前二項の合併又は事業の譲渡若しくは譲受については、大蔵大臣の認可を受けなければならない。 4 第一項及び第二項の合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受については、第五十一條及び第五十二條の規定を準用する。 第五十九條 合併に因つて金庫を設立するには、各金庫がそれぞれ総会において会員のうちから選任した設立委員が共同して定款を作成し、役員を選任し、その他設立に必要な行為をしなければならない。 2 前項の規定による役員は、合併しようとする金庫の会員又は会員たる法人の業務を執行する役員のうちから選任するものとし、その任期は、最初の通常総会の日までとする。 3 第一項の規定による設立委員の選任については、第四十八條の規定を準用する。	2 金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。 2 総代は、定款の定めるところにより、会員のうちから公平に選任	2 金庫は、弁済し、若しくは相當の担保を供し、又は債権者に弁済を受けさせることを目的として信託業務を営む銀行に相當の財産を信託しなければならない。	2 金庫は、定款の定めるところにより、総会に代るべき総代会を設けることができる。

(合併の効果)

第六十條 金庫の合併は、合併後存続する金庫又は合併に因つて成立する金庫が、その主たる事務所の所在地において、第七十一條に規定する登記をすることに因つてその効力を生ずる。

2 合併後存続する金庫又は合併に因つて成立した金庫は、合併に因つて消滅した金庫の権利義務を承継する。

(商法等の準用)

第六十一條 金庫の合併については、商法第四條から第十一條まで(各名会社の合併の無効)及び非訟事件手続法(明治三十二年法律第十四号)第三百三十五條ノ八(債務の負担部分の決定)の規定を準用する。

(事業の全部の譲渡)

第六十二條 金庫がその事業の全部の譲渡をしたときは、異議なく、その旨を公告しなければならぬ。

2 前項の公告があつたときは、同項の金庫の貸付金の債務者に対して民法第四百六十七條(指名債權譲渡の對抗要件)の規定による確定日附のある證書による通知があつたものとみなす。この場合においては、その公告の日附をもつて確定日附とする。

第八章 解散及び清算

(解散の事由)

第六十三條 金庫は、左の事由に因つて解散する。

一 總會の決議

二 合併

三 破産

四 定款で定める存続期間の満了

又は解散事由の発生

五 事業の全部の譲渡

六 事業免許の取消

(商法等の準用)

第六十四條 金庫の解散及び清算については、商法第十六條、第二百四條、第二百五條、第二百八條、第二百九條、第三百一十一條、第四百十七條から第四百二十四條まで、第四百二十六條及び第四百二十七條(合名会社及び株式会社の清算)並びに非訟事件手続法第三十五條第二項、第三十六條、第三十七條ノ二、第三百三十八條ノ三(債權の清算)の規定を、金庫の清算人については、第三十五條から第三十七條まで、第四十二條から第四十四條まで並びに商法第二百四十七條(決議の取消)、第二百五十四條第二項(取締役と会社との關係)、第二百六十六條(取締役の責任)、第二百六十七條(取締役に対する訴)及び第二百八十四條(取締役及び監査役の責任の解除)の規定を準用する。この場合において、商法第二百八十四條中「前條第一項」とあるのは「信用金庫法第六十四條において準用する同法第三十七條第二項」と読み替へるものとする。

第六十五條 金庫は、第二十六條の規定による出資の拂込があつた日から二週間以内に、主たる事務所所在地において設立の登記をしなければならない。

第九章 登記

(設立の登記)

2 設立の登記には、左の事項を掲げなければならない。

一 事業

二 名称

三 地区

四 事務所

五 出資の一口の金額、総口数及び総額

六 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由

七 役員(の氏名及び住所)

八 金庫を代表しない理事があるときは、金庫を代表すべき理事の氏名

九 数人の理事が共同し、又は理事が支配人と共同して金庫を代表すべきことを定めたときは、その規定

十 公告の方法

3 金庫は、設立の登記をした日から二週間以内に、従たる事務所の所在地において、前項の事項を登記しなければならない。

(従たる事務所の新設の登記)

第六十六條 金庫の設立後従たる事務所を設けたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に従たる事務所を設けたことを登記し、その従たる事務所の所在地においては三週間以内に前條第二項の事項を登記し、他の従たる事務所所在地においては同期間内にその従たる事務所を設けたことを登記しなければならない。

2 主たる事務所又は従たる事務所の所在地を管轄する登記所の管轄区域内において新たに従たる事務所を設けたときは、その従たる事務所を設けたことを登記すれば足る。

(事務所の移転の登記)

第六十七條 金庫が主たる事務所を移転したときは、旧所在地においては二週間以内に移転の登記をし、新所在地においては三週間以内に第六十五條第二項の事項を登記し、従たる事務所を移転したときは、旧所在地においては三週間以内に移転の登記をし、新所在地においては四週間以内に同項の事項を登記しなければならない。

2 同一の登記所の管轄区域内において主たる事務所又は従たる事務所を移転したときは、その移転の登記をすれば足る。

(変更の登記)

第六十八條 前二條に規定するものの外、第六十五條第二項の事項に変更を生じたときは、主たる事務所所在地においては二週間以内に、従たる事務所の所在地においては三週間以内に変更の登記をしなければならない。

2 第六十五條第二項第五号の事項(出資の総口数及び総額)の変更の登記は、前項の規定にかかわらず、毎事業年度末日現在により、事業年度終了後、主たる事務所の所在地においては四週間以内、従たる事務所所在地においては五週間以内にすれば足る。

(支配人の登記)

第六十九條 金庫が支配人を選任したときは、二週間以内にこれを置いた事務所の所在地において、支配人の氏名及び住所、支配人を置いた事務所並びに数人の支配人が共同して代理権を行うべきことを定めたときはその旨を登記しなければならない。その登記した事項の変更及び支配人の代理権の消滅についても、また同様とする。

(解散の登記)

第七十條 金庫が解散したときは、

合併及び破産の場合を除いて、主たる事務所の所在地においては三週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（事務所の新設、移転及び変更の登記の申請）
第七十七條 金庫の事務所の新設又は移転その他第六十五條第二項の事項を変更する登記は、理事又は清算人の申請によつてする。

（解散の登記の申請）
第七十九條 第七十條の規定による解散の登記は、清算人の申請によつてする。

（設立無効等の登記の手続）
第八十三條 金庫の設立、合併若しくは出資一口の金額の減少を無効とし、又は総会の決議を取り消し、若しくは無効とする判決が確定した場合の登記については、非訟事件手続法第三百五十五條ノ六（裁判による会社の設立無効の登記）の規定を準用する。

（登記事項の公告）
第八十四條 登記した事項は、法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所において、遅滞なく、公告しなければならない。

第七十一條 金庫が合併するとき、合併に必要な行為を終つてから、主たる事務所の所在地においては三週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に合併後存続する金庫については変更の登記、合併に因つて消滅する金庫については解散の登記、合併に因つて成立する金庫については第六十五條第三項の事項の登記をしなければならない。

（設立の登記の申請）
第七十五條 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

（清算人の登記の申請）
第八十一條 第七十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

（清算人の登記の申請）
第八十一條 第七十二條第一項の規定による登記の申請書には、理事が清算人でないときは申請人の資格を証する書面を添附しなければならない。

（実施規定）
第八十六條 大蔵大臣は、この法律による免許又は認可に関する申請、届出、業務報告書その他の書類の提出その他に關しこの法律を實施するため必要な手続を定めることができる。

第七十二條 清算人は、その就職の日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に清算人の氏名及び住所を登記しなければならない。

（合併に因る金庫の設立の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（支配人の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）
第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を實行

第七十三條 金庫の清算が終了したときは、清算終了の日から、主たる事務所の所在地においては三週間以内、従たる事務所の所在地においては三週間以内に解散の登記をしなければならない。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（支配人の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）
第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を實行

第七十四條 金庫の登記については、その事務所の所在地を管轄する法務局若しくは地方方法務局又はその支局若しくは出張所を管轄する登記所とする。

（合併に因る金庫の設立の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（支配人の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）
第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を實行

第七十五條 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

（設立の登記の申請）
第七十五條 金庫の設立の登記は、役員全員の申請によつてする。

（支配人の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）
第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を實行

第七十六條 第六十五條第三項の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（合併に因る金庫の設立の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（支配人の登記の申請）
第七十八條 第六十九條の規定による登記は、理事の申請によつてする。

（清算終了の登記の申請）
第八十二條 第七十三條の規定による清算終了の登記は、清算人の申請によつてする。

（認可事項実行の届出及び認可の失効）
第八十七條 金庫が、この法律の規定による認可を受けた事項を實行

したときは、遅滞なく、その旨を大蔵大臣に届け出なければならない。

2 金庫が、この法律の規定による認可を受けた日から六月以内に、その認可を受けた事項を実行しないときは、その認可は効力を失ふ。

3 第三十條第三項の規定は、前項の場合に適用する。

(補限の一部の代行)

第八十八條 大蔵大臣は、この法律による補限の一部を地方支分部局の長に行わせることができる。

(銀行法の準用)

第八十九條 銀行法(昭和二年法律第二十一号)第十條(業務報告書、第十二條(監査書)、第十八條から第二十六條まで、第二十七條第二項及び第二十八條から第三十一條まで(休日及び休業、拂戻の停止、大蔵大臣及び裁判所の監督権限等)の規定は、金庫について準用する。

第十一章 罰則

第九十條 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員、支配人その他の職員を一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四條の規定に違反したと

二 第八十九條において準用する銀行法(以下本條及び第九十一條中「銀行法」という。)第十條の規定による業務報告書又は銀行法第十二條の規定による監査書の不実の記載その他の方法により官庁又は公衆を欺したとき。

三 銀行法第二十一條の規定による検査に際し、帳簿書類の隠ぺい、不実の申立その他の方法により検査を妨げたとき。

第九十一條 左の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした金庫の役員又は支配人を一万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定に基いて金庫が行うことができる事業以外の事業を行つたとき。

二 この法律に定める登記を怠つたとき。

三 第三十七條第二項、第三十八條第四項又は第四十一條第四項の規定に違反したとき。

四 第二十一條の規定に違反して会員の持分を取得し、又は假権の目的としてこれを受けたとき。

五 第三十四條第六項若しくは第四十九條において準用する商法第二百四十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十

九條の規定に違反して總會の議事録、財産目録若しくは貸借対照表を作成せず、又はこれらの書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

六 第三十一條の規定に違反したとき。

七 第三十三條の規定に違反したとき。

八 第三十六條又は第三十七條(第六十四條において準用する場合を含む。)の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当の理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

九 第三十九條において準用する商法第二百七十四條又は第六十四條において準用する商法第四百十九條第一項の規定による調査を妨げたとき。

十 第四十二條、第四十三條第二項又は第四十四條の規定に違反したとき。

十一 第五十一條若しくは第五十二條第二項の規定に違反して出資一口の金額を減少し、又は第五十八條第四項において準用する第五十一條若しくは第五十二條第二項の規定に違反して合併又は事業の全部の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十二 第五十一條第二項(第五十八條第四項において準用する場合を含む。)、第六十二條第一項、第六十四條において準用する商法第四百二十一條第一項又は銀行法第十九條に規定する公告を怠り、又は不正の公告をしたとき。

十三 第五十三條第二項又は第五十四條第二項の規定に違反したとき。

十四 第五十六條又は第五十七條の規定に違反したとき。

十五 第五十八條第三項の規定に違反して合併又は事業の譲渡若しくは譲受をしたとき。

十六 第六十四條において準用する商法第三百三十一條の規定に違反して金庫の財産を分配したとき。

十七 第六十四條において準用する商法第四百二十一條第一項の期間を不当に定めたとき。

十八 銀行法第十二條に規定する監査書を備えて置かず、又は銀行法第二十條の規定により大蔵大臣に提出しなければならない書類帳簿の提出を怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

十九 銀行法第二十二條、第二十三條、第二十六條又は第二十九

條の規定により大蔵大臣又は裁判所のした命令に違反したとき。

第九十二條 第六條第二項の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

第九十三條 金庫の役員、支配人その他の職員がその金庫の業務に關して第九十條の違反行為をしたときは、その行為者を罰する外、その金庫に対しても、同條の罰金刑を科する。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

信用金庫法施行法案

信用金庫法施行法

(協同組合による金融事業に關する法律の改正)

第一條 協同組合による金融事業に關する法律(昭和二十四年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する。

第三條の見出しを「認可」に改め、同條中大蔵大臣を「行政庁」に、「免許」を「認可」に改める。

第四條第一号中「商工組合中央金庫」の下に「信用金庫、信用金庫連合會」を加え、「又は信用協同組合への預金、貯金又は金銭信託」と若しくは「信用協同組合への預金、貯金若しくは金銭信託又は

郵便貯金」に改め、同條第三号を次のように改め、第三号を削る。

二 国債、地方債又は大蔵大臣の定める有価証券の取得

第六條中「第十二條から第十四條まで（監査員、役員の新職制限及び合併の認可）」を「第十二條（監査員）」第十四條（合併の認可）」に、「第三十一條」を「第二十九條」に改め、同條に次の一項を加える。

2 前項の場合において、銀行法

第十條、第十四條及び第十九條

から第二十六條まで並びに貯蓄

銀行法第十六條の規定中「主務

大臣」とあるのは「行政庁」と

銀行法第二十三條、第二十四條

及び第二十七條中「営業の免許」

とあるのは「事業の認可」と読み

替えるものとする。

第六條の次に次の一條を加え

る。

（所管行政庁）

第六條の二 この法律中「行政庁」

とあるのは、都道府県の区域を

こえる区域を地区とする信用協

同組合については大蔵大臣、そ

の他の信用協同組合については

都道府県知事とする。

2 大蔵大臣は、政令の定めると

ころにより、この法律による権

限の一部を地方支分部局の長又

は都道府県知事に委任すること

ができる。

第七條中、代理人、使用人その他の従業員を五千万円以下の罰金を又は代理人を一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に改める。

第八條中「千円を十万円に」

「官庁」を「官公署」に改める。

第九條中「十円以上千円を一

万円に」、「主務大臣」を「行政庁」

に改め、同條第一号中「又は第十

三條」を削る。

（現存する信用協同組合等）

第二條 この法律施行の際現に存す

る信用協同組合及び中小企業等協

同組合法第七十七條第一項第一号

の事業を行う協同組合連合会（以

下「組合」と総称する。）について

は、改正前の協同組合による金融

事業に関する法律の規定は、この

法律施行の日から起算して二年間

は、なおその効力を有する。

（金庫への組織変更）

第三條 前條の組合は、同條の期間

内に總會（總代会を設けている組

合にあつては總代会）の議決を経

て、信用協同組合にあつては、信

用金庫法（昭和二十六年法律第

号）による信用金庫と、中小企業

等協同組合法第七十七條第一項第

一号の事業を行う協同組合連合会

にあつては、信用金庫法による信

用金庫連合会となることができ

る。

2 前項の規定により信用金庫又は信用金庫連合会（以下「金庫」と総称する。）となる場合において、その組合の定款、組織その他の事項が信用金庫法又はこれに基く命令の規定に反するときは、定款の変更その他必要な行為をしなければならぬ。

3 第一項の規定により金庫となる

場合においては、当該組合の役員

又は総代は、引き続き金庫のこれ

に相当する役員又は総代となるも

のとし、その任期は、組合の役員

又は総代の任期期間とする。但

し、その任期期間がその金庫の役

員又は総代の任期をこえるときは、当該任期とする。

4 第一項の規定により信用金庫と

なるものについては、昭和二十七

年九月三十日までは、信用金庫法

第五條第二項第一号中「二千万円」

とあるのは「七百万円」と、第二号

中「五百万円」とあるのは「三百万

円」と読み替へるものとする。

第四條 前條第一項の規定による金

庫への組織変更は、同條同項の期

間内に、金庫の主たる事務所の所

在地において、信用金庫法第六十

五條第二項の事項を登記すること

に因つて、その効力を生ずる。

2 前項の登記については、信用金

庫法第六十五條第三項、第七十四

條第二項、第七十五條第一項及び

び

第二項並びに第七十六條の規定を準用する。

3 第一項の登記の申請書には、その組合の主たる事務所の所在地で登記する場合を除いて、その組合の登記簿の謄本を添附しなければならない。

4 組合の主たる事務所の所在地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、職権で、その組合の登記用紙にその事由を記載して、その登記用紙を閉鎖しなければならない。

5 組合の主たる事務所の所在地以外の地で、第一項の規定による登記をしたときは、登記官吏は、その組合の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

6 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

7 登記官吏は、第四項（前項において準用する場合を含む。）の手續をしたときは、その組合の従たる事務所の所在地を管轄する登記所に對し、その旨を通知しなければならない。

8 第四項の規定は、前項の通知があつた場合に準用する。

（貸付の組織）

第五條 組合が第三條第一項の規定により金庫となつたときは、その金庫は、信用金庫法第五十三條又

は第五十四條の規定にかかわらず、その組合の組合員で組合を脱退したものに對し、組織変更の際に存した貸付を継続することができ

る。

（財産承継の場合の金融機関再建整備法の適用）

第六條 組合の財産を承継した金庫は、金融機関再建整備法（昭和二十一年法律第三十九号）第三十七條の八第一項（調整勘定）及び第四十二條の二から第四十二條の五まで（退職金）の規定の適用について、これらの規定の定める譲渡金融機関からその事業の全部又は一部の譲渡を受けた金融機関となす。

（金庫とならない組合に對する経過措置）

第七條 第二條の組合であつて同條の期間内に金庫とならないものについては、改正前の協同組合による金融事業に関する法律の規定（同法第六條において準用する銀行法及び貯蓄銀行法の規定を含む。以下同じ。）によつてなされた免許、認可、届出、命令、処分その他の行為は、第二條の期間満了の日において命令により特別の定めをなすものを除く外、改正後の協同組合による金融事業に関する法律の規定によりなされたものとみなす。

(法人税法の改正)

第八條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第九條第六項中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に改める。

(登録税法の改正)

第九條 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に、「市街地信用組合」を「信用金庫法」に改める。

(印紙税法の改正)

第十條 印紙税法(明治三十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ六ノ二の次に次の一号を加える。

六ノ六ノ三 信用金庫又は信用金庫連合会ノ発スル出資証券、預金通帳、積金通帳又は積金証書

同條第九号ノ二の次に次の一号を加え、第九号ノ三を第九号ノ四とする。

九ノ三 信用金庫又は信用金庫連合会ノ発スル預金証書ニシテ其ノ記載金額千円未満ノモノ

(地方税法の改正)

第十一條 地方税法(昭和二十五年

法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七百四十六條第二項第四号を次のように改める。

四 信用金庫、信用金庫連合会及び市街地信用組合

(事業者団体法の改正)

第十二條 事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第二号中「ワ 附録」を「ワ 信用金庫法(昭和二十六年法律第 号)に改める。

(金融機関経理施設設置法の改正)

第十三條 金融機関経理施設設置法(昭和二十一年法律第六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一号中「地方農業者会」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(臨時金利調整法の改正)

第十四條 臨時金利調整法(昭和二十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

第一條第二項中「漁業会」の下に「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(日本銀行法の改正)

第十五條 日本銀行法(昭和十七年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

合中央金庫」の下に、「信用金庫、信用金庫連合会」を加える。

(国民貯蓄組合法の改正)

第十六條 国民貯蓄組合法(昭和十六年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号の次に次の一号を加える。

第三條第一項中「又ハ銀行」を「信用金庫又は銀行」に改める。

(商工組合中央金庫法の改正)

第十七條 商工組合中央金庫法(昭和十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「又ハ銀行」を「信用金庫又は銀行」に改める。

同條第二項中「市街地信用組合」を「信用金庫」に改める。

(贈金附貯蓄の取扱に關する法律の改正)

第十八條 贈金附貯蓄の取扱に關する法律(昭和二十三年法律第四百三十三号)の一部を次のように改正する。

(中小企業信用保証法の改正)

第十九條 中小企業信用保証法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項中「商工組合中央金庫」の下に、「信用金庫」を加える。

(貸金業等の取締に關する法律の改正)

第二十條 貸金業等の取締に關する法律(昭和二十四年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「市街地信用組合」を「信用金庫、信用金庫連合会」に改める。

(経済関係規則の整備に關する法律の改正)

第二十一條 経済関係規則の整備に關する法律(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。

別表乙号中第十九号の次に次の一号を加える。

十九ノ二 信用金庫法ニ依ル信用金庫及信用金庫連合会

(大蔵省設置法の改正)

第二十二條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第四十四号)の一部を次のように改正する。

(罰則の経過規定)

第二十三條 この法律施行前(この

法律施行の際現に存する組合については、第二條に規定する期間の経過前)にした行為に對する罰則の適用については、この法律施行後(この法律施行の際現に存する組合については、同條に規定する期間の経過後)でも、なお従前の例による。

(経過規定の委任)

第二十四條 第二條から第七條までに定めるものの外、この法律の施行に伴い特別の経過措置を必要とするときは、政令で定める。

附則

この法律は、信用金庫法施行の日から施行する。

信用金庫法施行法案(水田三喜男君外二十一名提出)に關する報告書(最終号の附録に掲載)

〔西村眞己君登壇〕

○西村眞己君 たいま議題となりました信用金庫法案及び信用金庫法施行法案につきまして、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

信用協同組合は、中小企業者に対する金融機関として相當なる活動を示しておるのではありませんが、その根拠法である中小企業協同組合法は、中小商工業者の経済事業を行ふ協同組合を主体として立法されておりました、その結果、金融機関としての組織、監督等

に關しましては不十分であるのであり
ます。よつてこの際、信用協同組合の
ほかに、同じく出資組織による信用金
庫の制度を設けて、中小金融機関
としての体系を確立し、國民大衆のた
めに金融の円滑化をはかり、その貯蓄
の増進に資するとともに、金融業務の
公共性、健全性にかんがみて、その監
督の適正を期するため、信用金庫法及
び信用金庫法施行法を制定して、現在
の信用協同組合のうち過格なものにつ
いては信用金庫に転換せしめ、他方転
換しないものの監督については所要の
改正を加えることとしたのでありま
す。

次に信用金庫の業務としましては、
預金の受入れ、資金の貸付を行うは
か、會員のためにする手形の割引、内
國為替取引等をもあわせ行うものであ
ります。

本法案は自由、民主及び社会各党の
共同提案にかゝるものでありまして、
五月八日、提出者水田三喜男君より提
案理由の説明を聴取したのであります
が、本法案に關しましては、すでに小
委員会を設けまして十分審議を盡して
おりましたので、去る十日、討論省略
の上、ただちに採決いたしましたこと
ろ、起立多数をもつて原案通り可決い
たしました。

右御報告申し上げます。(拍手)
○議長(林義治君) 両案を一括して採
決いたします。両案の委員長の報告は

いづれも可決であります。両案を委員
長の報告の通り決するに賛成の諸君の
起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(林義治君) 起立多数。よつて
両案とも委員長報告の通り可決いたし
ました。

第三、國際連合教育科学文化機関
憲章を受諾することについて承
認を求める件
○議長(林義治君) 日程第二、國際連
合教育科学文化機関憲章を受諾するこ
とについて承認を求めるの件を議題と
いたします。委員長報告を求めます。
外務委員長守島伍郎君。

國際連合教育科学文化機関憲章
を受諾することについて承認を
求めるの件
國際連合教育科学文化機関憲章を
受諾することについて、日本國憲法
第七十三條第三号但書の規定に基
き、國会の承認を求めます。
〔國際連合教育科学文化機関憲章
は最終号の附録に掲載〕

國際連合教育科学文化機関憲章を受
諾することについて承認を求めるの
件に關する報告書
〔最終号の附録に掲載〕
○守島伍郎君 ただいま議題と相なり
ました條約案につきまして、外務委員

会における審議の経過並びに結果を御
報告申し上げます。
本件は、三月二十九日內閣から衆議
院に提出され、本委員会に付託されま
したので、五月九日及び十一日の兩日
にわたる委員会を開き、審議をいたし
ました。

政府側の説明によりますれば、國際
連合教育科学文化機関、すなわちユネ
スコは、今次世界大戦中にロンドンに
召集していた連合國亡命政府の文部大
臣を中心として構成された連合國文部
大臣會議を母胎として、世界平和の維
持を目的とする教育科学及び文化の世
界的組織となつてを旨として発足し
たものであります。その後、ユネスコ
憲章は、一九四五年十一月にロンドン
で作成され、翌年十一月効力を発生し
ました。またユネスコは、國際連合と
の協定によりまして、國際連合の専門
機関になつております。ユネスコは、
國際連合の目的である國際平和と人類
の共通福祉に、教育、科学、文化の面
を通じて貢献しようとするものであり
ます。このために、いわゆるマス・コ
ミュニケーション、すなわち大衆通報
の方法により、加盟國國民一般に広く
知識の普及をはかりとうとするものであ
ります。加盟國の数は、昨年十二月現
在で五十九箇國に達しております。な
お國際連合加盟國でユネスコに加盟し
ておらない國は、ソ連邦その他九箇國
であります。政府は、このユネスコに

加盟して、國際教育、科学、文化事業
に積極的協力をしたことをはなはだ
有意義であると思ひ、また國會におい
ても、昭和二十四年十一月二十九日に
衆議院、同年十二月一日に參議院、それ
ぞれの決議により、政府に対してユネ
スコ参加のための措置を講ずることを
要請し、また國內にも広くユネスコ加
盟の希望が表明されました。これらの
事實にかんがみ、政府はかねて加盟の
準備を進めておりましたところ、昨年
十二月、連合國總司令部から、わが國
のユネスコ加盟に異議がないとの申越
しがありましたので、ただちにユネス
コ事務局に對して、わが國の加盟申請
をいたしました。わが國の加盟申請
は、本年三月十四日、憲章の規定に従
い、國際連合經濟社會理事會の過半数
による承認を得ました。この申請は、
さらに本年六月で開催されるユネ
スコ執行委員會及び總會に提出され、
執行委員會の過半数及び總會の三分の
二の多数による承認を得ることが必要
であります。政府は、これらの承認に
よつて、わが國がこの憲章を受諾して
ユネスコの加盟國となり得る状態とな
つた場合には、ユネスコ憲章を受諾す
ることといたしましたといふことであり
ました。なお政府當局から、ユネスコ
憲章の詳細な逐條説明がありました。

次いで委員と政府當局との間に質疑
応答が行われ、引続き討論が行われ、

採決に入り、多数をもつて本件を承認
すべきものと議決いたしました次第であ
ります。

右御報告いたします。(拍手)
○議長(林義治君) 採決いたします。
本件は委員長報告の通り承認を與える
に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(林義治君) 起立多数。よつて
本件は委員長報告の通り承認を與える
に決しました。

第四、家畜伝染病予防法案(農林
委員長提出)
○議長(林義治君) 日程第四は委員
長提出の法案でありますから、委員會の
審査を省略するに御異議ありません
か。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(林義治君) 御異議なしと認め
ます。

日程第四、家畜伝染病予防法案を讀
題といたします。提出者の趣旨弁明を
許します。農林委員原田雪松君。
家畜伝染病予防法案
家畜伝染病予防法
日次
第一章 總則(第一條 第三條)
第二章 家畜の伝染性疾病の發生
の予防(第四條 第十二
條)
第三章 家畜伝染病のまん延の防
止

止 (第十三條、第三十五條)
第四章 輸出入検査 (第三十六條、第四十六條)
第五章 雑則 (第四十七條、第六十二條)
第六章 罰則 (第六十三條、第六十六條)
附則
第一章 総則
(目的)
第三條 この法律において「家畜伝染病」とは、左の表の上欄に掲げる伝染性疾患であつてそれぞれ相當下欄に掲げる家畜についてのものをいう。

伝染性疾患の種類	家畜の種類
一 牛痘	牛、めん羊、山羊、豚
二 牛肺疫	牛
三 口蹄疫	牛、めん羊、山羊、豚
四 流行性感冒	牛
五 流行性腦炎	牛、馬、めん羊、山羊、豚
六 狂犬病	牛、馬、めん羊、山羊、豚
七 炭疽	牛、馬、めん羊、山羊、豚
八 氣腫	牛、めん羊、山羊、豚
九 出血性敗血症	牛、めん羊、山羊、豚
十 ブルセラ病	牛、めん羊、山羊、豚
十一 結核病	牛、山羊
十二 ビロプラズマ病 (省令で定める病原体によるものに限る。)	牛、馬
十三 トリパノソーマ病 (省令で定める病原体によるものに限る。)	牛、馬
十四 アナプラズマ病	牛
十五 トリコモナス病	牛
十六 鼻疽	馬

十七 仮性皮膚	馬
十八 馬伝染性貧血	馬
十九 馬バラチフス	馬
二十 羊痘	めん羊
二十一 かいせん	めん羊
二十二 豚コレラ	豚
二十三 豚丹毒	豚
二十四 家きんコレラ	鶏、あひる
二十五 家きんベスト	鶏、あひる
二十六 ニューカッスル病	鶏、あひる
二十七 ひな白痢	鶏、あひる

2 この法律において「患者」とは、家畜伝染病にかかつている家畜をいい、「疑似患者」とは、患者である疑がある家畜及び牛痘、牛肺疫、口蹄疫、狂犬病、鼻疽又は羊痘の病原体に触れたため、又は触れた疑があるため、患者となるおそれがある家畜をいう。
(管理者に対する適用)
第三條 この法律中家畜、物品又は施設的所有者に関する規定(第五十六條、第五十八條及び第五十九條の規定を除く)は、当該家畜、物品又は施設を管理する所有者以外の者(鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機による運送業者で当該家畜、物品又は施設の運送の委託を受けた者を除く)があるときは、その者に対して適用する。

第二章 家畜の伝染性疾患の発生予防
(死亡の届出義務)
第四條 牛、馬、めん羊、山羊又は豚の所有者は、これらの家畜が疾病のため死亡したときは、省令で定める手続に従い、遅滞なく、その旨を当該家畜の死体の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。但し、鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送業者が運送中の家畜については、当該家畜の所有者がすべき届出は、その者が遅滞なくその届出をすることができるときを除き、運送業者がしなければならぬ。
2 前項但書の家畜についての同項の届出は、運輸上支障があるとき

は、当該貨物の終着地を管轄する市町村長にすることができる。
3 第一項の規定は、当該家畜について既に第十三條第一項の規定による届出をしている場合、家畜が第四十條又は第四十五條の規定による検査中に死亡した場合その他省令で定める場合には、適用しない。
4 市町村長は、第一項の届出があつたときは、省令で定める手続に従い、その旨を家畜防疫員に通報するとともに都道府県知事に報告しなければならない。
5 市町村長は、第一項の規定による届出をした者から請求があつたときには、省令の定めるところにより、届出を受けた旨の証明書を交付しなければならない。
(移動のための健康証明書の発行)
第五條 政令で定める家畜の所有者は、家畜の伝染性疾患にかかつていない旨の健康証明書とともに移動させる区域をこえて移動させる場合は、この限りでない。
一 短期の一定期間内に当該区域の境界をこえて往復させる場合
二 殺の目的をもつて、場に直送する旨の都道府県知事が発行する証明書とともに移動させる場合

三 試験研究の用に供するためその他省令で定める特別の事由により都道府県知事の許可を受けて当該許可書とともに移動させる場合 四 第四十四條第一項の規定による輸入検査証明書又は第四十五條第三項の規定による輸出検査証明書の交付を受けた日から三十日以内に当該証明書とともに移動させる場合	二 実施の目的 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 四 実施の期日 五 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法 (検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示)	一 実施の目的 二 実施する区域 三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲 四 実施の期日 五 検査、注射、薬浴又は投薬の別及びその方法 (検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の表示)	3 第一項の健康証明書は、都道府県知事又は獣医師が省令で定める基準に従つて発行するものとし、その有効期間は、三十日とする。 4 第二項第一号の一定期間並びに同項の健康証明書、同項第二号の証明書及び同項第三号の許可書の様式は、省令で定める。 5 運送業者は、第一項の家畜の運送については、同項の違反を生じないようにしなければならない。	第六條 都道府県知事は、家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令は、省令で定める手	第六條 都道府県知事は、家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があるときは、家畜の所有者に対し、家畜について家畜防疫員の検査、注射、薬浴又は投薬を受けるべき旨を命ずることができる。 2 前項の命令は、省令で定める手	第七條 都道府県知事は、前條第一項の規定により検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜に、省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の、印、いれずみその他の標識を家畜防疫員に附させることができる。 (証明書の交付) 第八條 都道府県知事は、第六條第一項の規定による検査、注射、薬浴又は投薬を受けた家畜の所有者から請求があつたときは、省令の定めるところにより、検査、注射、薬浴又は投薬を行つた旨の証明書を交付しなければならない。	第九條 都道府県知事は、家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、省令の定めるところにより、消毒方法、清潔方法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができる。 (い) 獸取扱場についての制限 第十條 (い) 獸取扱場においては、疾病のため死亡した牛、馬、めん羊、山羊及び豚は、左の各号の一に該当する場合でなければこれを解体し、埋却し、又は焼却してはならない。	第十一條 化製場においては、農林大臣が家畜の伝染性疫病の発生を予防するため必要があると認めて指定する骨肉皮毛類については、省令で定める基準に適合する設備及び方法によるのでなければ、これを原料とする製法を行つてはならない。 (家畜集合施設についての制限) 第十二條 競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物であつて農林大臣の指定するものの開	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい	第十四條 都道府県知事は、前項の規定により隔離された家畜につき隔離を必要としなかつたときは、その者に對し、隔離を解いてもよい旨を指示し、又はその指示にあわせて、家畜伝染病のまん延を防止するため必要な限度に對して、けい
---	--	--	---	--	--	---	--	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---

留、一定の範囲をこえる移動の制限その他の措置をとるべき旨を指示しなければならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、患者若しくは疑似患者と同居してゐたため、又はその他の理由により患者となるおそれがある家畜疑似患者を除く。の所有者に對し、十日をこえない範囲内において期間を限り、当該家畜を一定の区域外へ移動させてはならない旨を指示することができる。

(通行しや断)

第十五條 都道府県知事又は市町村長は、家畜伝染病のまん延を防止するため緊急の必要があるときは、省令で定める手続に従い、四十八時間を超えない範囲内において期間を定め、患者又は牛疫、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽若しくは羊痘の疑似患者の所在の場所（これに隣接して家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある場所を含む。）とその他の場所との通行をし、断することができ

(と殺の義務)

第十六條 左に掲げる家畜の所有者

は、家畜防疫員の指示に従い、直ちに当該家畜を殺さなければならない。但し、省令で定める場合には、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、鼻疽又は羊痘の患者

二 牛疫又は口蹄疫の疑似患者

2 前項の家畜の所有者は、同項但書の規定を除き、同項の指示があるまでは、当該家畜を殺してはならない。

(殺処分)

第十七條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、左に掲げる家畜の所有者に期限を定め、当該家畜を殺すべき旨を命ずることができ

一 流行性脳炎、狂犬病、炭疽、気腫病、出血性敗血症、ブルセラ病、結核病、ビロプラズマ病、トリパノゾーマ病、アナプラズマ病、仮性皮膚病、馬伝染性貧血、馬バラチフス、かいせん、豚コレラ、豚丹毒、家きんコレラ、家きんペスト、ニューカッ

スル病又はひな白痢の患者

二 牛肺疫の疑似患者

家畜の所有者又はその所在が知

れないため前項の命令をすることができない場合において緊急の必要があるときは、都道府県知事は、家畜防疫員に当該家畜を殺させることができる。

(と殺の届出)

第十八條 患者又は疑似患者の所有者は、当該家畜を殺すときは、前二條の規定により殺す場合その他省令で定める場合を除き、あらかじめ家畜防疫員にその旨を届け出なければならない。

(と殺に関する指示)

第十九條 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第十七條の命令又は前條の届出に係る家畜につき、殺す場所又は殺す方法を指示することができる。

(病性鑑定のための処分)

第二十條 都道府県知事は、病性鑑定のため必要があるときは、家畜防疫員に家畜の死体を剖検させ、又は剖検のため疑似患者を殺させることができる。

2 家畜防疫員は、病性鑑定のため必要があるときは、疑似患者の所有者に對し、七日をこえない範囲内において期間を定め、当該家畜

を殺してはならない旨を指示することができる。

(死体の焼却等の義務)

第二十一條 左に掲げる患者又は疑似患者の死体の所有者は、家畜防疫員が省令で定める基準に基いてする指示に従い、遅滞なく、当該死体を焼却し、又は埋却しなければならない。但し、病性鑑定又は學術研究の用に供するため都道府県知事の許可を受けた場合その他省令で定める場合は、この限りでない。

一 牛疫、牛肺疫、口蹄疫、流行性感冒、狂犬病、炭疽、気腫病、出血性敗血症、鼻疽、仮性皮膚病、羊痘、豚コレラ、豚丹毒、家きんコレラ、家きんペスト又はニューカッスル病の患者

又は疑似患者の死体

二 流行性脳炎、ブルセラ病、結核病、馬伝染性貧血、馬バラチフス、かいせん又はひな白痢の患者又は疑似患者の死体（と、場において殺したものを除く。）

2 前項の死体は、同項但書の場合を除き、同項の指示があるまでは、当該死体を焼却し、又は埋却してはならない。

3 第一項の規定により焼却し、又

は埋却しなければならない死体は、家畜防疫員の許可を受けなければ、他の場所に移し、損傷し、又は解体してはならない。

（い、獸処理場等に関する法律の特例）

第二十二條 第二十一條の規定による剖検のため家畜の死体を解体する場合及び前條第一項の規定により家畜の死体を焼却し、又は埋却する場合には、い、獸處理場等に関する法律（昭和二十三年法律第四百十号）第二條第一項の規定（い、い、獸處理場外における處理の禁止）は、適用しない。

(汚染物品の焼却等の義務)

第二十三條 家畜伝染病の病原体により汚染し、又は汚染したおそれがある物品の所有者（当該物品が鉄道、軌道、自動車、船舶又は航空機により運送中のものである場合には、当該物品の所有者又は運送業者。次項において同じ。）は、家畜防疫員が省令で定める基準に基いてする指示に従い、遅滞なく、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒しなければならない。但し、ひな白痢の病原体により汚染し、又

は汚染したおそれがある物品その他省令で定める物品は、指示をまたないで焼却し、埋却し、又は消毒することを妨げない。

2 前項の物品（同項但書の物品を除く。）の所有者は、同項の指示があるまでは、当該物品を焼却し、埋却し、又は消毒してはならず、また、家畜防疫員の許可を受けなければ、これを他の場所に移し、使用し、又は流し、ようしてはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の物品（同項但書の物品を除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを焼却し、埋却し、又は消毒することができ

（発掘の禁止）

第二十四條 第二十一條第一項又は前條第二項の規定により家畜の死体又は家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがある物品を埋却した土地は、省令で定める期間内は、掘つてはならない。但し、都道府県知事の許

可を受けたときは、この限りでない。

（畜舎等の消毒の義務）

第二十五條 患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在した畜舎、船車その他これに準ずる施設は、家畜防疫員が省令で定める基準に基づいて指示に従い、その所有者が消毒しなければならぬ。但し、ひな白痢の患者若しくは疑似患者又はこれらの死体の所在した施設その他省令で定める施設は、指示をまたないで、消毒することを妨げない。

2 前項の畜舎、船車その他これに準ずる施設の所有者は、同項但書の施設を除き、家畜防疫員の指示があるまでは、当該施設を消毒してはならない。

3 家畜防疫員は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、第一項の施設（同項但書の施設を除く。）について、同項の指示に代えて、自らこれを消毒することができ

（航海中の特例）

第二十六條 航海中の船舶において、患者若しくは疑似患者が死亡

したとき、又は物品若しくは畜舎その他これに準ずる施設が家畜伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれを生じたときは、当該家畜、物品若しくは施設の所有者又は当該船舶の船長（船長に代つてその職務を行う者があるときはその者）は、第二十一條、第二十三條又は前條の規定にかかわらず、省令の定めるところにより、消毒その他必要な措置をしなければならぬ。

（病原体に触れた者の消毒の義務）

第二十七條 家畜伝染病の病原体に触れ、又は触れたおそれがある者は、遅滞なく、自らその身体を消毒しなければならぬ。

（患者等の表示）

第二十八條 家畜防疫員は、省令の定めるところにより、患者及び疑似患者について、らく印、いれずみその他の標識を附することができ

（消毒方法等の実施）

第二十九條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、区域を限り、家畜の所有者に対し、省令の定めるところにより、消毒方法、消毒方

法又はねずみ、昆虫等の駆除方法を実施すべき旨を命ずることができ

（検査、注射又は消毒）

第三十條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、家畜防疫員に、省令で定める方法により家畜の検査、注射又は薬浴を行わせることができる。

第三十一條 省令で定める牛又は馬の所有者は、都道府県知事が省令で定める方法により行う結核病又は馬伝染性貧血についての検査を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の検査を毎年少くとも各一回実施しなければならない。

3 第一項の検査には、第六條第二項、第七條及び第八條の規定を適用する。

（家畜等の移動の制限）

第三十二條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該都道府県の区域内での移動、当該都道府県内への移

移入又は当該都道府県外への移出を禁止し、又は制限することができ

3 農林大臣は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、省令の定めるところにより、区域を指定し、一定種類の家畜、その死体又は家畜伝染病の病原体をひろげるおそれがある物品の当該区域外への移出を禁止し、又は制限することができ

（家畜集會施設の開催等の制限）

第三十三條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、競馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催又はと場若しくは化装場の事業を停止し、又は制限することができ

（放牧等の制限）

第三十四條 都道府県知事は、家畜伝染病のまん延を防止するため必要があるときは、規則を定め、一定種類の家畜の放牧、種付又はふ卵を停止し、又は制限することができ

（報告及び通報の義務）

第三十五條 都道府県知事は、この章の規定により家畜伝染病のまん

延の防止のためとつた措置につき、省令の定めるところにより、その実施状況及び実施の結果を農林大臣に報告するとともに関係都道府県知事に通報しなければならない。

第四章 輸出入検査

(輸入禁止)

第三十六條 何人も、左に掲げる物を輸入してはならない。但し、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

一 省令で定める地域から発送され、又はこれらの地域を経由した次條各号の物であつて農林大臣の指定するもの

二 家畜の伝染性疾病の病原体

2 前項但書の許可を受けて輸入する場合には、同項の許可を受けたことを証明する書面を添えなければならない。

3 第一項但書の許可には、輸入の方法、輸入後の管理方法その他必要な条件を附することができ、(輸入のための検査証明書の添附)

第三十七條 左に掲げる物であつて農林大臣の指定するもの(以下指定検査物という)は、輸出図の

政府機関により発行され、且つ、その検査の結果家畜の伝染性疾病の病原体をひろげることがないことを確かめ、又は信する旨を記載した検査証明書又はその字を添附してあるものでなければ、輸入してはならない。但し、動物検査についての政府機関を有しない国から輸入する場合その他農林大臣の指定する場合は、この限りでない。

一 動物、その死体又は骨肉膜皮、毛類及びこれらの容器包装

二 前号に掲げる物を除き、家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれがある材料その他これに準ずる物

(輸入場所の制限)

第三十八條 指定検査物は、省令で指定する港又は飛行場以外の場所へ輸入してはならない。但し、第四十一條の規定により検査を受け、且つ、第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入する物については、この限りでない。

第三十九條 外国から入港した船舶であつて指定検査物(郵便物とし

て輸送されたものを除く)を積載するものは、省令の定めるところにより、入港後、遅滞なく、検査信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、同項の指定検査物について第四十一條の規定による検査を終了し、当該指定検査物の積卸を終了し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

(輸入検査)

第四十條 指定検査物を輸入した者は、遅滞なくその旨を動物検査所に届け出て、その物につき、原状のままで、家畜防疫官から第三十六條及び第三十七條の規定の違反の有無並びに家畜の伝染性疾病の病原体をひろげるおそれの有無についての検査を受けなければならない。但し、既に次條の規定により検査を受け、且つ、第四十四條の規定による輸入検査証明書の交付を受けた物及び郵便物として輸入した物については、この限りでない。

2 家畜防疫官は、指定検査物以外の物が家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、輸入後遅滞

なくその物につき、検査を行うことができる。

3 第一項の規定による検査は、動物検査所又は第三十八條の規定により指定された港若しくは飛行場内の家畜防疫官が指定した場所で行う。但し、特別の事由があるときは、農林大臣の指定するその他の場所で検査を行うことができる。

4 家畜防疫官は、家畜の伝染性疾病の病原体のひろがるのを防止するため必要があるときは、第一項の検査を受ける者に対し指定検査物を前項の場所に送致するための順路その他の方法を指示することができる。

第四十一條 家畜防疫官は、輸入される指定検査物又は輸入されるその他の物であつて家畜の伝染性疾病の病原体により汚染し若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。

(郵便物としての輸入)

第四十二條 指定検査物は、小形包装物、商品見本及び小包郵便物以外

外の郵便物としては、輸入してはならない。

2 前項の規定に違反して輸入された指定検査物を包有している郵便物を受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添えてその旨を動物検査所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならない。

第四十三條 通関手続をする郵便局は、指定検査物を包有し、又は包有している疑のある小形包装物、商品見本又は小包郵便物の送付を受けたときは、遅滞なく、その旨を動物検査所に通知しなければならない。

2 家畜防疫官は、前項の通知があつたときは、同項の小形包装物、商品見本又は小包郵便物の検査を行う。

3 家畜防疫官は、前項の検査を行うため必要があるときは、当該郵便物の受取人にその開示を求めることができる。

4 受取人が前項の開示を拒んだとき、又は受取人に開示を求めることができなるときは、家畜防疫官は、郵便局員立合の上で当該郵便物を開くことができる。

5 第二項の検査を受けていない小形包装物、商品見本又は小包郵便物であつて指定検疫物を包有しているものを受け取つた者は、遅滞なく、その現品を添え、その旨を動物検疫所に届け出て家畜防疫官の検査を受けなければならぬ。

(輸入検疫証明書の交付等)
第四十四條 家畜防疫官は、前四條の検査の結果、指定検疫物が家畜の伝染性疫病の病原体をひろげることと認められ、かつ、輸入検疫証明書を交付し、且つ、指定検疫物に「印、いれずみ」その他の標識を附さなければならぬ。

2 家畜防疫官は、第四十條第二項又は第四十一條の規定による検査を受けた指定検疫物以外の物について、輸入検疫証明書を請求されたときは、これを交付しなければならぬ。

(輸出検査)
第四十五條 左に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、且つ、第三項の規定により輸出検疫証明書の交付を受けなければならぬ。

一 輸入国政府がその輸入に当り、家畜の伝染性疫病の病原体をひろげることと認められ、かつ、輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物

二 第三十七條各号に掲げる物であつて農林大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの

2 前項の検査については、第四十條第三項の規定を準用する。

3 家畜防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その物が家畜の伝染性疫病の病原体をひろげることと認められ、かつ、それが「印、いれずみ」その他の標識を附さなければならぬ。

4 家畜防疫官は、国際動物検疫上、必要があるときは、前項の規定による輸出検疫証明書の交付を受けた物について再検査を行うことができる。

(検査に基づく処置)
第四十六條 第四十條第一項若しくは第二項、第四十一條、第四十二條第二項、第四十三條第二項若しくは第五項又は前條第一項若しくは

は第四項の規定による検査において、その検査に係る物が家畜伝染病の病原体により汚染し、汚染しているおそれがあり、又は汚染するおそれがあると認められた場合における第六條から第八條まで、第十四條から第二十一條まで、第二十三條から第二十五條まで、第二十八條及び第三十條の規定の適用については、これらの規定中

「都道府県知事」(第十五條の場合にあつては「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「動物検疫所長」と、「家畜防疫官」とあるのは「家畜防疫官」と読み替へるものとする。

2 農林大臣は、前項の検査において、家畜伝染病以外の家畜の伝染性疫病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあると認められた動物その他の物につき、省令の定めるところにより、その所有者に対し、これらを隔離し、若しくは消毒すべき旨を命じ、又は家畜防疫官に隔離、注釈、薬浴若しくは消毒を行わせることができる。

第五章 雜則
第四十七條 農林大臣は、家畜の伝染性疫病の発生又はまん延により、畜産に重大な影響を及ぼすおそれがあるときは、都道府県知事に第六條、第九條、第十七條、第二十九條から第三十一條まで、第三十二條第一項、第三十三條又は第三十四條の規定による措置を実施すべき旨を指示することができる。

(国の都道府県に対する協力)
第四十八條 農林大臣は、前條の指示をした場合又は都道府県知事から求められた場合において必要と認めるときは、その指定する家畜防疫官をして都道府県知事の指示を受け、第二章又は第三章の規定により家畜防疫官の行うべき事務に従事させることができる。

2 前項の場合には、第二章又は第三章の規定中「家畜防疫官」とあるのは、「家畜防疫官又は第四十八條第一項の規定により指定された

家畜防疫官」と読み替へるものとする。

(動物用生物学的製剤等の譲渡又は貸付)
第四十九條 農林大臣は、家畜の伝染性疫病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県に對し、動物用生物学的製剤を譲渡し、又は予防用器具を無償若しくは時価よりも低い対価で貸し付けることができる。

(動物用生物学的製剤の使用の制限)
第五十條 農林大臣の指定する動物用生物学的製剤は、都道府県知事の許可を受けなければ使用してはならない。

(立入検査等)
第五十一條 家畜防疫官又は家畜防疫員は、家畜の伝染性疫病を予防するため必要があるときは、競馬場、家畜市場、家畜共進会場等家畜の集合する場所、畜舎、へい厩、処理場、と場、倉庫、船庫、航空機又は家畜の伝染性疫病の病原体により汚染し、若しくは汚染したおそれがあるその他の場所に立ち入り、動物その他の物の検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要

た限度において、動物の血液、乳汁等を採取し、若しくは動物の死体その他の物を採取することができ。

2 前項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告)

第五十二條 農林大臣又は都道府県知事、家畜の伝染性疾病を予防するため必要があるときは、省令で定める手続に従い、動物の所有者、飼馬、家畜市場、家畜共進会等家畜を集合させる催物の開催者又は、い、獣医師若しくは、場の所有者に対し、必要な事項についての報告を求めることができる。

(家畜防疫官及び家畜防疫員)

第五十三條 この法律に規定する事務に従事させるため、農林省に家畜防疫官を、都道府県に家畜防疫員を置く。

2 前項の家畜防疫官及び家畜防疫員は、獣医師の中から任命する。但し、特に必要があるときは家畜の伝染性疾病予防に關し学識経験

のある獣医師以外の者を任命することができ。

(証票の携帯等)

第五十四條 家畜防疫官又は家畜防疫員は、この法律により職務を執行するときは、省令の定めるところにより、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを呈示しなければならぬ。

(服制)

第五十五條 家畜防疫官の服制は、農林大臣が定める。

(処分権限人に対する効力)

第五十六條 この法律又はこの法律に基く命令の規定による指示その他の処分は、当該処分目的である家畜その他の物の所有者又は管理者から権利を承継した者又は権利の設定を受けて、新たに当該家畜その他の物の管理者となつた者に対しても、またその効力を有する。

2 前項の家畜その他の物の所有者又は管理者は、当該家畜その他の物を他人に譲渡し、又は管理させる場合には、その処分のあつたこ

と及びその処分の内容をその者に知らせなければならない。

(特別区等に関する規定の適用)

第五十七條 この法律中市町村又は市町村長に関する規定は、特別区のある地にあつては特別区又は特別区長に、全部事務組合又は役場事務組合のある地にあつては組合又は組合の管理者に適用する。

(手当金)

第五十八條 国は、左に掲げる家畜又は物品の所有者(第十七條の規定により殺すべき旨を命ぜられた家畜については、その命令のあつた時における当該家畜の所有者)に対し、それぞれ当該各号に定める額(当該家畜の死体が利用価値を有する場合に、その評価額を当該各号に定める額から差し引いて得た額)を手当金として交付する。

一 第十六條又は第十七條の規定により殺された患畜(次号に該当するものを除く。)にあつては、患畜となる前における当該家畜の評価額の三分の一(その額が半にあつては四万三千三百円、馬にあつては二万六千六百円、めん羊及び山羊にあつては

五千円、豚にあつては一万円、鶏及びあひるにあつては三百円をこえるときはそれぞれこれらの額)

二 結核病又は馬伝染性貧血にかつたため第十七條の規定により殺された患畜にあつては、同條の命令があつた時における当該家畜の評価額の五分の四(その額が半にあつては十萬四千円、山羊にあつては六萬四千円をこえるときはそれぞれこれらの額)

三 第十六條、第十七條又は第二十條第一項の規定により殺された疑似患畜にあつては、疑似患畜となる前における当該家畜の評価額の五分の四

四 第六條第一項、第三十條又は第四十六條第二項の規定による検査、注射、薬浴又は殺菌を行つたため死亡した動物又は死産し、若しくは流産した動物の胎兒にあつては、当該検査、注射、薬浴又は殺菌の時ににおける当該動物の評価額又は死産若しくは流産をする前における当該胎兒の評価額を全額

五 第二十三條(同條第一項但書の場合を除く。)の規定により焼却し、又は埋却した物品にあつては、焼却又は埋却前における当該物品の評価額の五分の四

2 第四十六條第一項に規定する場合に、前項の規定は、同項第四号の家畜及びその胎兒に対する処分を除き、適用しない。

3 農林大臣は、第一項に掲げる動物、死体、胎兒又は物品の評価額を決定するには、関係都道府県知事の意見をきかなければならぬ。

4 都道府県知事は、農林大臣に前項の意見を具申するには、省令の定めるところにより、あらかじめ選定した三人以上の評価人の意見をきかなければならない。

(費用の負担)

第五十九條 国は、第二十一條第一項又は第二十三條第一項の規定により焼却し、又は埋却した家畜の死体又は物品の所有者に対し、焼却又は埋却に要した費用の二分の一を交付する。

第六十條 国は、都道府県知事又は家畜防疫員がこの法律を執行する

ために必要な費用のうち左に掲げ
るものを負担する。

一 家畜防疫員に旅費の全額

二 第五十八條第四項の評価人の
手当及び旅費の全額

三 雇入れた獣医師に対する手
当の二分の一

四 牛疫血清の購入費又は製造費
の全額

五 牛疫血清以外の動物用生物學
的製剤の購入費又は製造費の二
分の一

六 農林大臣の指定する薬品の購
入費の全額

(家畜保健衛生所長への事務の委
任)

第六十一條 都道府県知事は、第四
條第四項、第五條第一項第二号及
び第三号、同條第三項、第八條、

第十三條第三項、第十五條及び第
五十五條の規定によりその権限に属
する事務の一部を家畜保健衛生所
長に委任することができる。

(家畜伝染病以外の疾病に対する
この法律の準用)

第六十二條 家畜その他の動物につ
いて家畜伝染病以外の伝染性疾病
の発生又はまん延の徴があり、家

畜の生産又は健康の維持に重大な
影響を及ぼすおそれがあるときは
は、政令で、動物及び疾病の種類
並びに地域を指定し、一年以内の
期間を限り、第三章の規定及びこ
れに係るこの章の規定の全部又は
一部を準用することができる。

第六十三條 左の各号の一に該当す
る者は、三年以下の懲役又は十万
円以下の罰金に処する。

一 第十三條第一項(第六十二條
において準用する場合を含む)
の規定に違反した獣医師

二 第十六條第一項、第三十六條
第一項、第三十七條、第三十八
條又は第四十五條第一項の規定
に違反した者

三 第十七條の規定による命令に
違反した者

四 第三十六條第三項の規定によ
る條件に違反した者

五 第四十條第一項の規定による
検査を受けず、又は検査を受け
るに当つて不正行為をした者

第六十四條 左の各号の一に該当す
る者は、一年以下の懲役又は五
万円以下の罰金に処する。

一 第五條第一項、第十一條、第
十二條、第十四條第一項、第十
六條第二項、第二十一條第一項
若しくは第三項、第五十條又は
第五十六條第二項(第十四條第
一項及び第五十六條第二項につ
いては、第六十二條において準
用する場合を含む)の規定に違
反した者

二 第十三條第一項(第六十二條
において準用する場合を含む)
の規定に違反した所有者

三 第三十二條又は第三十三條
(第三十二條及び第三十三條に
ついては、第六十二條において
準用する場合を含む)の規定に
よる禁止、停止又は制限に違反
した者

第六十五條 左の各号の一に該当す
る者は、五万円以下の罰金に処
する。

一 第四條第一項、第十條、第十
八條、第二十一條第二項、第二
十三條第一項、第二十四條、第
二十五條第一項又は第三十一條
第一項(第十八條、第二十三條
第一項、第二十四條及び第二十
五條第一項については、第六十

二條において準用する場合を含む)
の規定に違反した者

二 第六條第一項、第九條又は第
二十九條(第六十二條において
準用する場合を含む)の規定
による命令に違反した者

三 第十四條第二項後段若しくは
第三項、第十九條又は第四十條
第四項(第十四條第二項後段若
しくは第三項及び第十九條につ
いては、第六十二條において準
用する場合を含む)の規定によ
る指示に違反した者

四 第十五條(第六十二條にお
いて準用する場合を含む)の
規定による通行し、や断に違反し
た者

五 第二十條第一項(第六十二條
において準用する場合を含む)
の規定による罰金又は鞭處分を
拒み、妨げ、又は忌避した者

六 第二十八條(第六十二條にお
いて準用する場合を含む)の規
定による罰金又は鞭處分を拒
み、妨げ、又は忌避した者

七 第三十條(第六十二條にお
いて準用する場合を含む)の規
定による報告をせず、又は虚
偽の報告をした者

八 第四十條第二項の規定による
検査を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

九 第四十二條第二項又は第四十
三條第五項の規定による検査を
受けず、又は検査を受けるに当
つて不正行為をした者

十 第四十六條第二項の規定に
よる命令に違反し、又は同項の
規定による隔離、注射、薬浴若
しくは消毒を拒み、妨げ、若し
くは忌避した者

十一 第五十一條第一項(第六十
二條において準用する場合を含
む)の規定による検査、採取若
しくは集取を拒み、妨げ、若し
くは忌避し、又は同項の規定に
よる質問に對し虚偽の陳述をし
た者

十二 第五十二條(第六十二條に
おいて準用する場合を含む)の
規定による報告をせず、又は虚
偽の報告をした者

七〇三

第六十六條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相當の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人については、この限りでない。

附則

- この法律は、昭和二十六年六月一日から施行する。
- 家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号、以下「旧法」という。）は、廃止する。但し、この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- この法律施行前に旧法第二十四條第一項各号の一に該当した家畜又は物品の所有者に対し交付する手当金については、この法律施行後でもなお従前の例による。
- 旧法又はこれに基く命令の規定

によつてした行政庁、家畜検査官又は家畜防疫委員の処分その他の行為は、それぞれこの法律又はこの法律に基く命令の相當規定により行政庁、家畜防疫官又は家畜防疫委員のしたものとみなす。

5 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の二部を次のように改正する。

第二十七條第一項第二号を次のように改める。

二 輸出入家畜その他の貨物に対する家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第 号）又は狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）に基く検査又は検査

6 左に掲げる法律の規定中「家畜伝染病予防法（大正十一年法律第二十九号）」を「家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第 号）」に改める。

家畜商法（昭和二十四年法律第二百八号）第四條第二号
家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十七條第二項第三号

○原田雪松君 たいさき議題と相なり

ました家畜伝染病予防法案に關し、農林委員会を代表して趣旨弁明を行いたいと存じます。

農林委員会にましましては、かねて現行の家畜伝染病予防法の全面的改正に關しまして特に小委員会を設置し、各派より委員をあげ、不肖私がその小委員長として、二箇月にわたり熱心に内容の検討並びに予算案に當つて参りました。が、ようやく結論を得て、ここに上程の運びとなり、御審議を願うことと相なつた次第でございます。以下、法案の内容につきまして大要を御説明申し上げます。

現行の家畜伝染病予防法は、今日まで數次の改正を経ているのであります。が、特に終戦後における社会経済情勢の急激かつ根本的な変化と、悪疫の恐るべき蔓延によりまして、現行法に対する強固な一部改正をもつてしては、もはや家畜防疫の徹底を期することはきわめて至難な事態と相なりましたので、この際一日も早くこれを全部改正し、もつて畜産の振興に貢献いたしたいと存するものであります。

改正点は多々ありますが、時間の関係もありまして、最も重要と思われる若干の点についてのみ説明いたします。

まず最近の事態にかんがみ、対策を擴張し、また法定伝染病に牛の流行性感冒、出血性敗血症、ニユーカッスル病を加えたこととあります。

次に家畜移動証明の規定を緩和いたしました。都道府県の区域を、防疫成績の向上に伴い都道府県以上の区域に広げ得る道を開き、またすべての獣医師が健康証明書を発行し得ることになりました。次に殺処分に対する手当金につきまして、適正な損失補償を行ふ観点から、その最高金額及び交付金の事を合理的な線に引上げました。なかんずく、馬の伝染性貧血症、牛の結核については、大幅の改訂を行いました。その他随所に重要な改正を行つておりますが、詳細は法律案についてごらんを願いたいと存じます。

なお本案の施行に要する経費であります。現行法の規定に基く経費として、昭和二十六年度予算に二億一千六百万円の計上を見ておりますが、新法の制定に伴ひまして、約一億六千万円の追加を要することとなりました。

この点、財政当局の御了解を得ておりますので、今後善処されることと信じます。この法律案の運用により、悪疫の蔓延を防止することができました。

かつきには、当然殺処分手当の引下げを考慮すべきものと存する次第であります。

以上をもつて御報告を終ります。何とぞ御賛成を得たいと存じます。（拍手）

○議長（林福治君） 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

（異議なしと呼ぶ者あり）

○議長（林福治君） 御異議なしと認めます。よつて本案は可決いたしました。

これにて議事日程は了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

午後二時二十一分散会

- 出席閣務大臣 農林大臣 廣川 弘綱君
- 出席政府委員 外務政務次官 草葉 隆四君
大蔵政務次官 西川 甚五郎君
- 朗読を省略した報告
一、去る十日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。
相互銀行法
一、去る十日食糧管理法の一部を改正

する法律案兩院協議会要請協議委員
員議長石田博英君から林議長宛、食
糧管理法の一部を改正する法律案兩
院協議会の成案を得なかつた旨の報
告書を受理した。

一、去る十日、内閣総理大臣から、
島地方専売公社調査委員会委員に本
院議員中原健次君を委嘱するについ
て国会法第三十九條但書の規定によ
り国会の議決を得た旨の要請書を
受理した。

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、
去る九日議長において承認した石田
正外二十名を去る十日政府委員に任
命した旨の通知を受理した。

一、去る十一日近藤参議院事務局長か
ら大池事務局長宛、参議院に弾劾裁
判所裁判員予備員森下政一君の辞任
による補欠として松永義雄君を選挙
した旨の通知書を受理した。

一、去る十一日林議長は吉田内閣総理
大臣申出の、次の者を政府委員に任
命することを承認した。

首都建設委員 町田 保
会事務局長
一、昨十四日林議長は吉田内閣総理大
臣申出の、次の者を政府委員に任命
することを承認した。

運輸大臣官 注 意男
房会計課長

運輸大臣官 間嶋大治郎
海運省海運局長 國安 誠一
海運調整部長 柳澤 米吉
海上保安庁長官 吉田日出男
海軍省海軍部長 吉田日出男
人事院事務局長 岡部 史郎
司法省司法局長 史郎

一、吉田内閣総理大臣から林議長宛、
去る十一日議長において承認した町
田保を同日政府委員に任命した旨の
通知を受理した。

一、去る十日常任委員会において、次
の通り理事を補欠選任した。
大蔵委員会
理事 内藤 友明君(理事天野久
君去る四月六日議員退職
につきその補欠)

水産委員会
理事 林 好次君(理事林好次君
去る三月二十八日委員辞
任につきその補欠)

理事 上林與市郎君(理事上林與
市郎君去る三月二十六日
委員辞任につきその補
欠)

一、去る十日議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。

大蔵委員 今野 武雄君
外務委員 米原 昶君

厚生委員 原 彪君
水産委員 椎熊 三郎君
運輸委員 柳原 三郎君
郵政委員 江崎 一治君
電気通信委員 荒木萬壽夫君
林 好次君
農務委員 早稲田柳右エ門君
一、去る十日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

大蔵委員 江崎 一治君 荒木萬壽夫君
厚生委員 柳原 三郎君
水産委員 林 好次君
運輸委員 原 彪君 今野 武雄君
郵政委員 岡田 直君
電気通信委員 椎熊 三郎君

一、去る十一日常任委員会において、
次の通り理事を補欠選任した。
電気通信委員会
理事 高田 三郎君(理事高田三
郎君去る三月三十一日委
員辞任につきその補欠)

一、去る十一日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

外務委員 高田 富之君
農務委員 米原 昶君

一、去る十一日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

外務委員 高田 富之君
農務委員 米原 昶君

去る十一日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。
外務委員 米原 昶君
農務委員 高田 富之君
一、去る十二日議長において、次の常
任委員の辞任を許可した。

内閣委員 加藤 夫君
人事委員 河田 賢治君
地方行政委員 吉田吉太郎君
門脇勝太郎君
立花 敏男君
法務委員 牧野 寛榮君
外務委員 砂間 一良君
大蔵委員 江崎 一治君
厚生委員 竹村奈良一君
農林委員 大森 玉木君
水産委員 岡田 勢一君
通商産業委員 福田 一君

一、去る十二日議長において、次の通
り常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 河田 賢治君
人事委員 加藤 夫君
地方行政委員 牧野 寛榮君
砂間 一良君
法務委員 吉田吉太郎君
外務委員 砂間 一良君
大蔵委員 江崎 一治君
厚生委員 竹村奈良一君
農林委員 大森 玉木君
水産委員 岡田 勢一君
通商産業委員 福田 一君

一、昨十四日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 河田 賢治君
地方行政委員 牧野 寛榮君
砂間 一良君
法務委員 吉田吉太郎君
外務委員 砂間 一良君
大蔵委員 江崎 一治君
厚生委員 竹村奈良一君
農林委員 大森 玉木君
水産委員 岡田 勢一君
通商産業委員 福田 一君

大蔵委員 江崎 一治君
厚生委員 竹村奈良一君
農林委員 大森 玉木君
水産委員 岡田 勢一君
通商産業委員 福田 一君

厚生委員 江崎 一治君
農林委員 岡田 勢一君
水産委員 大森 玉木君
通商産業委員 門脇勝太郎君
一、昨十四日、通商産業委員会にお
いて、次の通り理事を補欠選任した。

理事 高木吉之助君(理事阿左美
廣治君昨十四日理事辞任
につきその補欠)

一、昨十四日議長において、次の常任
委員の辞任を許可した。

内閣委員 河田 賢治君
地方行政委員 生田 和平君
中島 守利君
福田 一君 牧野 寛榮君
中伊伊之助君
法務委員 吉田吉太郎君
厚生委員 堀川 恭平君
農林委員 岡田 勢一君
水産委員 大森 玉木君
通商産業委員 門脇勝太郎君
郵政委員 石原 登君

一、昨十四日議長において、次の通り
常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 河田 賢治君
地方行政委員 中伊伊之助君
堀川 恭平君 石原 登君

大蔵委員 江崎 一治君
厚生委員 竹村奈良一君
農林委員 大森 玉木君
水産委員 岡田 勢一君
通商産業委員 門脇勝太郎君
郵政委員 石原 登君

門脇勝太郎君 吉田吉太郎君	公職選挙法改正に関する調査特別委員会	開提出第一四二号 地方行政委員会 付託	審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四三号）（子）	所の設置に關し承認を求むるの件 一、昨十四日委員会に付託された議案は次の通りである。
河田 賢治君	委員長 水田三喜男君	建築士法の一部を改正する法律案（淺利三朗君外九名提出、衆法第五〇号） 建設委員会 付託	外務省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四四号）（子） 以上二件 内閣委員会 付託	一、昨十四日予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。
法務委員 牧野 寛繁君	理事 川本 末治君 幸本 實君	一、去る十一日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四五号）（子） 外務委員会 付託	利根川開発法案（石川榮一君外百十二名提出、参法第一七号）（子） 内閣委員会 付託
厚生委員 生田 和平君	橋本 龍伍君 小野 孝君	訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案（押谷富三君外二名提出） 民事調停法案（鍛冶良作君外三名提出）	一、昨十四日予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。	国有林野法案（片桐辰吉君外九名提出、参法第一八号）（子） 国有林野整備臨時措置法案（片桐辰吉君外九名提出、参法第一九号）（子） 以上二件 農林委員会 付託
農林委員 大森 玉木君	門司 亮君	一、去る十二日議員から提出した議案は次の通りである。	国有林野法案（片桐辰吉君外九名提出、参法第一八号）（子） 国有林野整備臨時措置法案（片桐辰吉君外九名提出、参法第一九号）（子） 以上二件 農林委員会 付託	一、昨十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。
水産委員 岡田 勢一君	一、去る十日近藤参議院事務局長から大池事務局長宛、参議院は食糧管理法の一部を改正する法律案に関する両院協議会の協議委員金子洋文君の辞任による補欠として江田三郎君を選挙した旨の通知書を受領した。	公營住宅法案（田中角榮君外十六名提出）	一、昨十四日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四六号）（子） 審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四七号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一四八号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
通商産業委員 岡田 一君	一、去る十日議員から提出した議案は次の通りである。	相互銀行法案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一四九号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五〇号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五一号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
郵政委員 中島 守利君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	建築士法の一部を改正する法律案（淺利三朗君外九名提出）	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五二号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五三号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五四号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
特別委員を指名した。	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五五号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五六号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一五七号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
公職選挙法改正に関する調査特別委員	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	外務省設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五八号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一五九号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六〇号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
石原 登君 井手 光治君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六一号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六二号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六三号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
宇野秀次郎君 岡村利右衛門君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六四号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六五号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六六号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
押谷 富三君 鍛冶 良作君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六七号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一六八号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一六九号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
川本 末治君 青家 喜六君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七〇号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七一号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一七二号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
島田 末信君 田淵 光一君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七三号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七四号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一七五号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
寺本 實君 中川 俊思君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七六号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七七号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一七八号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
野村孝太郎君 細木 龍伍君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一七九号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八〇号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八一号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
水田三喜男君 山口六郎次君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八二号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八三号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八四号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
小野 孝君 河野 金昇君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八五号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八六号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一八七号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
並木 芳雄君 藤田 義光君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八八号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一八九号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一九〇号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
佐々木重三君 鈴木 義男君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九一号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九二号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一九三号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
門司 亮君 渡部 義通君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九四号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九五号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一九六号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
松本六太郎君	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九七号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第一九八号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第一九九号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張
一、去る十一日委員長理事互選の結果次の通り当選した。	一、去る十一日議員から提出した議案は次の通りである。	日本政府在在外事務所設置法の一部を改正する法律案	一、去る十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。	審議会等の整理のための建設省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇〇号）（子） 審議会等の整理のための農林省設置法の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇一号）（子） 審議会等の整理のための経済安定本部設置法等の一部を改正する法律案（内閣提出第二〇二号）（子） 地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張

部設置法等の一部を改正する法律案
(内閣提出第一四八号)等

以上三件 内閣委員会 付託
地方自治法第五十六條第四項の規定に基き、輸出食料品検査所の出張所の設置に関し承認を求めゐるの件
(内閣提出、承認第五号)等

農林委員会 付託
一、昨十四日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
建築士法の一部を改正する法律案
(浅利三朗君外九名提出)

衆議院会議録第二十四号中正誤

頁 段 行 誤 正

四六二 三 〔社会福祉〕、社会福祉事業法 社事業法

衆議院会議録第二十九号中正誤

頁 段 行 誤 正

四九二 二 総合計画 総合計画

衆議院会議録第三十一号中正誤

頁 段 行 誤 正

五三一 二 職当者 職當局者

衆議院会議録第三十三号中正誤

頁 段 行 誤 正

五六一 二 一度 一年

五八二 二 答 答弁

五八二 二 深く は深く

五八二 二 せんとせ せんとす

五八二 二 構想が、 構想が、

官報号外 昭和二十六年五月十六日

衆議院会議録第三十四号 議長報告